【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　平成28年１月21日

【発行者名】　ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド

(Janus Capital Trust Manager Limited)

【代表者の役職氏名】　取締役
オーガスタス・チェー(Augustus Cheh)
カール・オサリバン(Carl O'Sullivan)
ピーター・サンディーズ(Peter Sandys)
ハンス・ヴォーゲル(Hans Vogel)

【本店の所在の場所】　アイルランド、ダブリン ２、アールズフォート・テラス、アーサー・コックス・ビルディング
(Arthur Cox Building, Earlsfort Terrace, Dublin ２, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】　弁護士　森　下　国　彦

【代理人の住所又は所在地】　東京都港区元赤坂一丁目２番７号赤坂Ｋタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】　弁護士　小田原　啓　太
同　　阿　部　えり香

【連絡場所】　東京都港区元赤坂一丁目２番７号赤坂Ｋタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】　(03)6888-1000

【届出の対象とした募集外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】

ジャナス・セレクション（Janus Selection）

【届出の対象とした募集外国投資信託受益証券の金額】

受益証券総額３兆円を限度とします。
それぞれのサブファンドごとの最大発行価額は以下のとおりです。

最大発行価額

Ⅰ．ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド
(愛称：「足下しっかり型」)

クラスA(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,721億円)
クラスA(円)受益証券	3,000億円
クラスB(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,721億円)
クラスB(円)受益証券	3,000億円

Ⅱ．ジャナス・ハイイールド・ファンド
(愛称：「収穫型」)

クラスA(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,721億円)
クラスA(円)受益証券	3,000億円
クラスB(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,721億円)
クラスB(円)受益証券	3,000億円
クラスA(米ドル)受益証券(毎月分配型)	30億米ドル(約3,721億円)
クラスA(円)受益証券(毎月分配型)	3,000億円

Ⅲ．ジャナス・バランス・ファンド
(愛称：「全天候型」)

クラスA(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,721億円)
クラスA(円)受益証券	3,000億円
クラスB(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,721億円)
クラスB(円)受益証券	3,000億円

Ⅳ．ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド
(愛称：「みにくいアヒルの子型」)

クラスA(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,721億円)
クラスA(円)受益証券	3,000億円
クラスB(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,721億円)
クラスB(円)受益証券	3,000億円

Ⅴ．ジャナス・トゥエンティ・ファンド
(愛称：「ノアの箱舟　厳選型」)

クラスA(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,721億円)
クラスA(円)受益証券	3,000億円
クラスB(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,721億円)
クラスB(円)受益証券	3,000億円

◎　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド
(愛称：「大地の実り型」)

クラスA(米ドル)受益証券（四半期分配型）	30億米ドル(約3,721億円)
クラスA(円)受益証券（四半期分配型）	3,000億円
クラスB(米ドル)受益証券（四半期分配型）	30億米ドル(約3,721億円)
クラスB(円)受益証券（四半期分配型）	3,000億円

【縦覧に供する場所】　該当事項はありません。

(注)　本書中における各種通貨の円貨換算は、別段の記載のあるものを除き、2015年７月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値(１米ドル＝124.04円）によります。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年６月30日付けで提出した有価証券届出書(平成27年９月30日提出の有価証券届出書により訂正済。)につき、保管受託会社のグループ再編に伴う異動及びそれに関連する信託証書の改正等に伴い記載事項の訂正を行うため、本訂正届出書を提出するものである。

【訂正事項】

第一部 証券情報
(２) 外国投資信託受益証券の形態等

第二部 ファンド情報
第１ ファンドの状況
１ ファンドの性格
(3) ファンドの仕組み
(5) 開示制度の概要
２ 投資方針
(1) 投資方針
(5) 投資制限
３ 投資リスク
４ 手数料等及び税金
(5) 課税上の取扱い
第２ 管理及び運営
１ 申込（販売）手続等

第三部 特別情報
第２ その他の関係法人の概況
１ 名称、資本の額及び事業の内容
２ 関係業務の概要

別紙２
別紙３

【訂正箇所】

訂正箇所は下線をもって示しております。

第一部 【証券情報】

(２)【外国投資信託受益証券の形態等】

＜訂正前＞

当ファンドは、それぞれ各６種類、12種類、又は18種類の米ドル建て、円建て及び豪ドル建てのクラス(以下「クラス」といいます。)を有する43種類のサブファンド(以下「サブファンド」といいます。)を持つアンブレラ・ファンドです(以下、各クラスに対応する受益証券を「受益証券」といいます。)。

ジャナス・アジア・フロンティア・マーケッツ・ファンド
ジャナス・アジア・グロース・ドライバーズ・ファンド
ジャナス・アジア・ファンド
ジャナス・グローバル・オポチュニスティック・アルファ・ファンド
ジャナス・エマージング・マーケッツ・ファンド
ジャナス・ジャパン・エマージング・オポチュニティーズ・ファンド
ジャナス・ジャパン・ファンド
ジャナス・USファンド
ジャナス・オポチュニスティック・アルファ・ファンド
ジャナス・トゥエンティ・ファンド
ジャナス・USベンチャー・ファンド
ジャナス・USリサーチ・ファンド
ジャナス・バランス・ファンド
ジャナス・グローバル・リサーチ・ファンド
ジャナス・グローバル・リサーチ（エックス・ジャパン）ファンド
ジャナス・グローバル・グロース・ファンド
ジャナス・グローバル・ライフ・サイエンス・ファンド
ジャナス・グローバル・テクノロジー・ファンド
ジャナス・グローバル・バリュー・ファンド
ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド
ジャナス・INTECH・オールワールド・ミニマム・ヴァリアンス・コア・ファンド
ジャナス・INTECH・エマージング・マーケッツ・コア・ファンド
ジャナス・INTECH・エマージング・マーケッツ・マネージド・ボラティリティ・ファンド
ジャナス・INTECH・グローバル・オール・カントリー・コア・ファンド
ジャナス・INTECH・グローバル・オール・カントリー・ロー・ボラティリティ・ファンド
ジャナス・INTECH・グローバル・オール・カントリー・マネージド・ボラティリティ・ファンド
ジャナス・INTECH・グローバル・コア・ファンド
ジャナス・INTECH・グローバル・ディビデンド・ファンド
ジャナス・INTECH・グローバル・ディビデンド・ロー・ボラティリティ・ファンド
ジャナス・INTECH・USコア・ファンド
ジャナス・グローバル・ディバーシファイド・オルタナティブス・ファンド
ジャナス・エクステンディッド・アルファ・ファンド
ジャナス・グローバル・リサーチ・130/30・ファンド
ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド
ジャナス・グローバル・ハイイールド・ファンド

ジャナス・グローバル・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド
ジャナス・グローバル・マルチセクター・インカム・ファンド
ジャナス・グローバル・ストラテジック・インカム・ファンド
ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド
ジャナス・グローバル・フレキシブル・インカム・ファンド
ジャナス・ハイイールド・ファンド
ジャナス・グローバル・アンコンストレインド・ボンド・ファンド
ジャナス・USショート・ターム・ボンド・ファンド

（後略）

＜訂正後＞

当ファンドは、それぞれ各６種類、12種類、又は18種類の米ドル建て、円建て及び豪ドル建てのクラス(以下「クラス」といいます。)を有する48種類のサブファンド(以下「サブファンド」といいます。)を持つアンブレラ・ファンドです(以下、各クラスに対応する受益証券を「受益証券」といいます。)。

ジャナス・アジア・フロンティア・マーケッツ・ファンド
ジャナス・アジア・グロース・ドライバーズ・ファンド
ジャナス・アジア・ファンド
ジャナス・グローバル・オポチュニスティック・アルファ・ファンド
ジャナス・エマージング・マーケッツ・ファンド
ジャナス・グローバル・アダプティブ・エクイティ・アロケーション・ファンド
ジャナス・グローバル・アダプティブ・マルチ・アセット・ファンド
ジャナス・ジャパン・エマージング・オポチュニティーズ・ファンド
ジャナス・ジャパン・ファンド
ジャナス・USファンド
ジャナス・オポチュニスティック・アルファ・ファンド
ジャナス・トゥエンティ・ファンド
ジャナス・USベンチャー・ファンド
ジャナス・USリサーチ・ファンド
ジャナス・バランス・ファンド
ジャナス・グローバル・リサーチ・ファンド
ジャナス・グローバル・リサーチ（エックス・ジャパン）ファンド
ジャナス・グローバル・グロース・ファンド
ジャナス・グローバル・ライフ・サイエンス・ファンド
ジャナス・グローバル・テクノロジー・ファンド
ジャナス・グローバル・バリュー・ファンド
ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド
ジャナス・INTECH・オールワールド・ミニマム・ヴァリアンス・コア・ファンド
ジャナス・INTECH・エマージング・マーケッツ・コア・ファンド
ジャナス・INTECH・エマージング・マーケッツ・マネージド・ボラティリティ・ファンド
ジャナス・INTECH・グローバル・オール・カントリー・コア・ファンド
ジャナス・INTECH・グローバル・オール・カントリー・ロー・ボラティリティ・ファンド
ジャナス・INTECH・グローバル・オール・カントリー・マネージド・ボラティリティ・ファンド
ジャナス・INTECH・グローバル・コア・ファンド

ジャナス・INTECH・グローバル・ディビデンド・ファンド

ジャナス・INTECH・グローバル・ディビデンド・ロー・ボラティリティ・ファンド

ジャナス・INTECH・USコア・ファンド

ジャナス・グローバル・ディバーシファイド・オルタナティブス・ファンド

ジャナス・エクステンディッド・アルファ・ファンド

ジャナス・グローバル・リサーチ・130/30・ファンド

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

ジャナス・アブソルート・リターン・インカム・ファンド

ジャナス・エマージング・マーケット・デット・ファンド

ジャナス・グローバル・オポチュニティ・インカム・ファンド

ジャナス・グローバル・ハイイールド・ファンド

ジャナス・グローバル・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド

ジャナス・グローバル・マルチセクター・インカム・ファンド

ジャナス・グローバル・ストラテジック・インカム・ファンド

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

ジャナス・グローバル・フレキシブル・インカム・ファンド

ジャナス・ハイイールド・ファンド

ジャナス・グローバル・アンコンストレインド・ボンド・ファンド

ジャナス・USショート・ターム・ボンド・ファンド

（後略）

第二部 【ファンド情報】

第１ 【ファンドの状況】

１ 【ファンドの性格】

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

＜訂正前＞

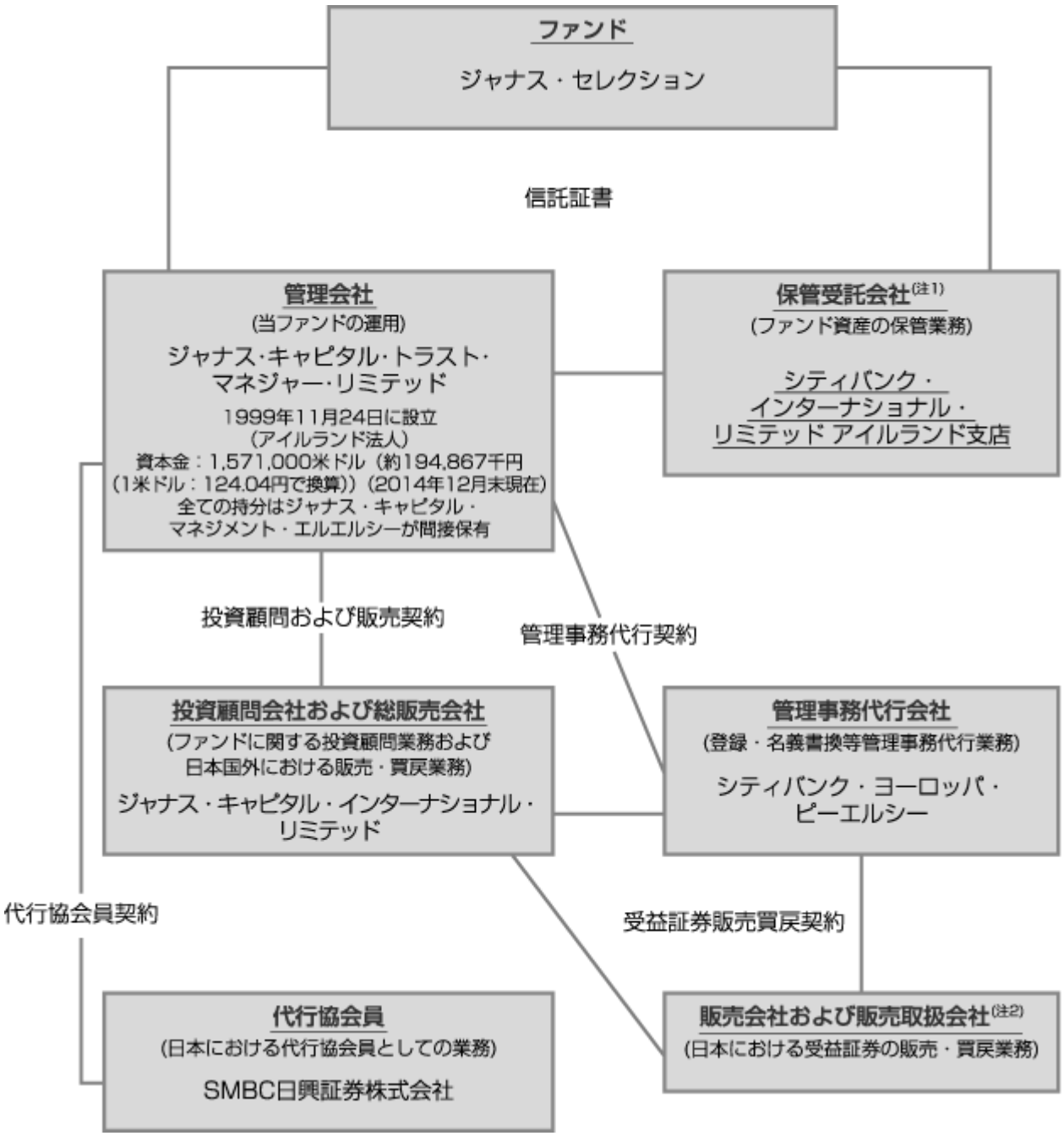

(注１) 管理会社は、当ファンドの保管受託会社のシティバンク・インターナショナル・リミテッド アイルランド支店からシティ・デポジタリー・サービシズ・アイルランド・リミテッドへの変更について、アイルランド中央銀行の承認を申請する予定です。アイルランド中央銀行の承認は、2015年11月初旬以降遅くとも2015年12月31日頃までに取得される予定です。

(注２) 販売会社または販売取扱会社によって、取扱うサブファンドが異なる場合または受益証券の販売・買戻しのお取扱いをしていない場合があります。

＜訂正後＞

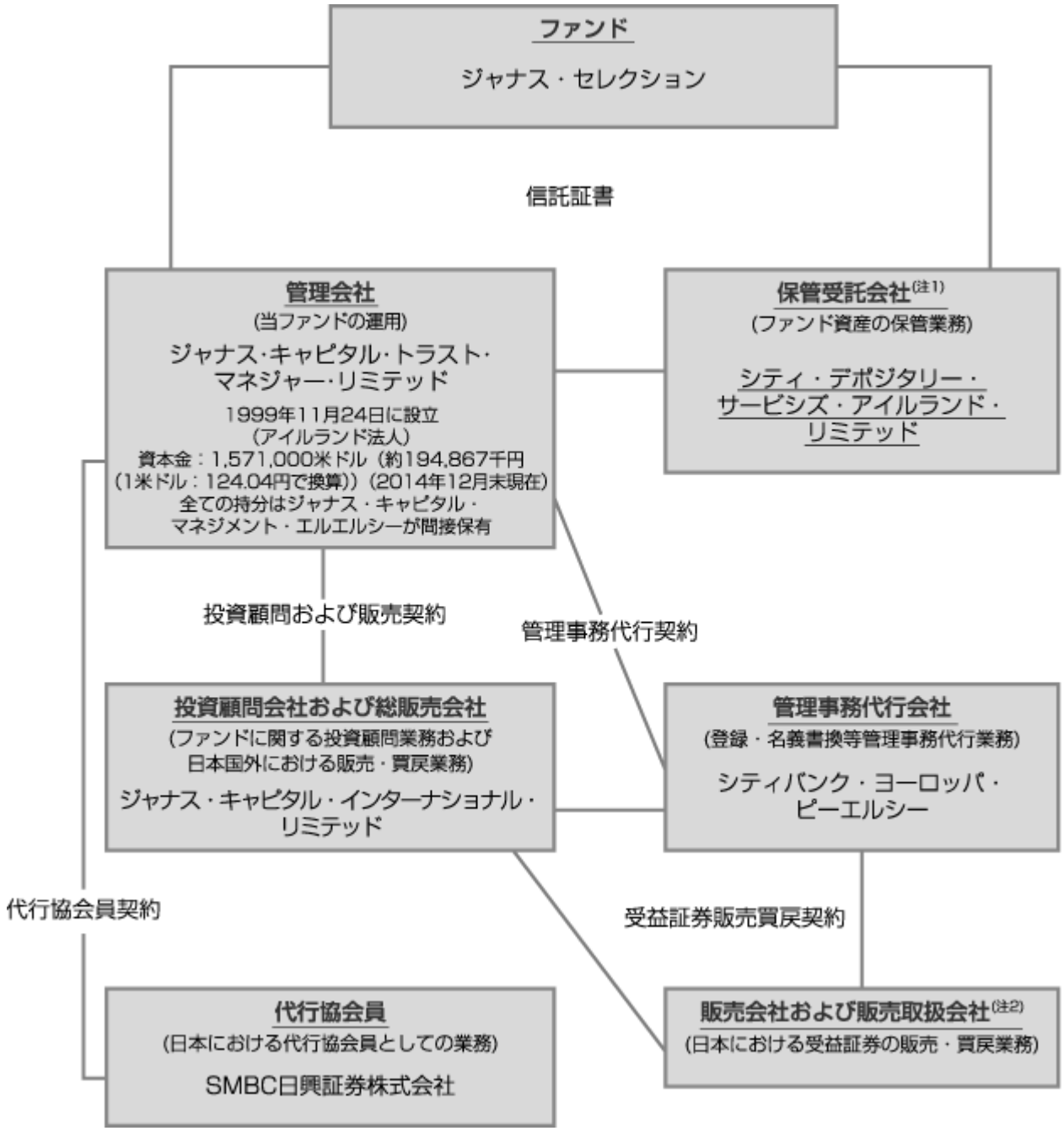

（注１） **2015年12月31日午前０時１分（アイルランド時間）付で、シティ・デポジタリー・サービシズ・アイルランド・リミテッドが、シティバンク・インターナショナル・リミテッド アイルランド支店に替わり、ファンドの保管受託会社となりました。**

（注２） **販売会社または販売取扱会社によって、取扱うサブファンドが異なる場合または受益証券の販売・買戻しのお取扱いをしていない場合があります。**

② 管理会社と関係法人の名称、ファンドの運営上の役割及び契約等の概要

＜訂正前＞

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド (Janus Capital Trust Manager Limited)	管理会社(注１)	2001年７月31日付でアイルランド銀行との間で締結された信託証書及びその補足信託証書(以下総称して「信託証書」といいます。)は、当ファンドの受益者の権利、受益証券の発行及び買戻し並びに終了について規定しています。
シティバンク・インターナショナル・リミテッド アイルランド支店 (Citibank International Limited, Ireland Branch)(注２)	保管受託会社	保管受託会社の主な業務は集合投資スキームの資産の保管・管理です。 信託証書(注３)は、ファンド資産の保管業務についても規定しています。
ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッド (Janus Capital International Limited)	投資顧問会社 総販売会社	管理会社に対する、当ファンドの各サブファンドに関する投資助言業務、及び当サブファンド受益証券の日本国外における販売業務を行います。 イングランド及びウェールズにおいて設立された会社であり、英国金融行動監視機構(以下「FCA」といいます。)により規制されます。ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドはジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーが間接的に所有する100%子会社です。2014年８月12日付で管理会社との間で締結された修正・再規定投資顧問及び販売代行契約(その後の補足及び修正を含みます。)(以下「修正・再規定投資顧問及び販売代行契約」といいます。)(注４)は、ファンドに関する投資顧問業務及び日々の投資運用業務、日本国外における販売・買戻業務について規定しています。
シティバンク・ヨーロッパ・ピーエルシー (Citibank Europe plc)	管理事務代行会社	ファンド管理、会計、受益者登録、注文処理、名義書換代理人及び当ファンドに関連するサービスを提供する管理事務代行会社です。 2012年9月26日付で管理会社及びジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドとの間で締結された修正・再規定管理事務代行契約(その後の補足及び修正を含みます。)(以下「修正・再規定管理事務代行契約」といいます。)(注５)が、登録・名義書換等管理事務代行協会員業務について規定しています。
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	代行協会員	日本における、当ファンドの代行協会員業務を行います。2001年10月12日付及び2006年11月30日付で管理会社との間で締結され、2008年５月３日付のシティバンク証券株式会社との合併及び2009年10月1日付の会社分割（吸収分割）の効果によりＳＭＢＣ日興証券株式会社にその契約上の地位が移転した代行協会員契約(その後の補足及び修正を含みます。)(注６)は、代行業務について規定しています。
「第一部、(8) 申込取扱場所」参照	販売会社 販売取扱会社	日本における、当ファンドの受益証券の販売・買戻取扱業務を行います。（注７）

(注１) 管理会社は、2013年欧州連合規則(オルタナティブ投資ファンド運営者)(その後の変更を含みます。)(以下「AIFM規則」といいます。)に従い、2014年７月22日、アイルランド中央銀行からオルタナティブ投資ファンド運営者(以下「AIFM」といいます。)として認可を受けており、当ファンドの外部AIFMとして業務を行います。

(注２) 管理会社は、当ファンドの保管受託会社のシティバンク・インターナショナル・リミテッド アイルランド支店からシティ・デポジタリー・サービシズ・アイルランド・リミテッドへの変更について、アイルランド中央銀行の承認を申請する予定です。アイルランド中央銀行の承認は、2015年11月初旬以降遅くとも2015年12月31日頃までに取得される予定です。

（後略）

＜訂正後＞

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド (Janus Capital Trust Manager Limited)	管理会社(注１)	2001年７月31日付でアイルランド銀行との間で締結された信託証書及びその補足信託証書(以下総称して「信託証書」といいます。)は、当ファンドの受益者の権利、受益証券の発行及び買戻し並びに終了について規定しています。
シティ・デポジタリー・サービシズ・アイルランド・リミテッド (Citi Depositary Services Ireland Limited) (注２)	保管受託会社	保管受託会社の主な業務は集合投資スキームの資産の保管・管理です。 信託証書(注３)は、ファンド資産の保管業務についても規定しています。
ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッド (Janus Capital International Limited)	投資顧問会社 総販売会社	管理会社に対する、当ファンドの各サブファンドに関する投資助言業務、及び当サブファンド受益証券の日本国外における販売業務を行います。 イングランド及びウェールズにおいて設立された会社であり、英国金融行動監視機構(以下「FCA」といいます。)により規制されます。ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドはジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーが間接的に所有する100%子会社です。2014年８月12日付で管理会社との間で締結された修正・再規定投資顧問及び販売代行契約(その後の補足及び修正を含みます。)(以下「修正・再規定投資顧問及び販売代行契約」といいます。)(注４)は、ファンドに関する投資顧問業務及び日々の投資運用業務、日本国外における販売・買戻業務について規定しています。
シティバンク・ヨーロッパ・ピーエルシー (Citibank Europe plc)	管理事務代行会社	ファンド管理、会計、受益者登録、注文処理、名義書換代理人及び当ファンドに関連するサービスを提供する管理事務代行会社です。 2012年9月26日付で管理会社及びジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドとの間で締結された修正・再規定管理事務代行契約(その後の補足及び修正を含みます。)(以下「修正・再規定管理事務代行契約」といいます。)(注５)が、登録・名義書換等管理事務代行協会員業務について規定しています。
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	代行協会員	日本における、当ファンドの代行協会員業務を行います。2001年10月12日付及び2006年11月30日付で管理会社との間で締結され、2008年５月３日付のシティバンク証券株式会社との合併及び2009年10月1日付の会社分割（吸収分割）の効果によりＳＭＢＣ日興証券株式会社にその契約上の地位が移転した代行協会員契約(その後の補足及び修正を含みます。)(注６)は、代行業務について規定しています。
「第一部、(8) 申込取扱場所」参照	販売会社 販売取扱会社	日本における、当ファンドの受益証券の販売・買戻取扱業務を行います。（注７）

(注１) 管理会社は、2013年欧州連合規則(オルタナティブ投資ファンド運営者)(その後の変更を含みます。)(以下「AIFM規則」といいます。)に従い、2014年７月22日、アイルランド中央銀行からオルタナティブ投資ファンド運営者(以下「AIFM」といいます。)として認可を受けており、当ファンドの外部AIFMとして業務を行います。

(注２) 2015年12月31日午前０時１分（アイルランド時間）付で、シティバンク・インターナショナル・リミテッド・アイルランド支店に替わり、シティ・デポジタリー・サービシズ・アイルランド・リミテッドがファンドの保管受託会社となりました。

（後略）

(5)【開示制度の概要】

(1) アイルランドにおける開示

＜訂正前＞

(ⅰ)アイルランド中央銀行に対する開示

下記の書類はユニット・トラスト法に基づくユニット・トラストとしての認可申請に関連してアイルランド中央銀行に提出されました。

1) 管理会社が2001年７月31日付でアイルランド中央銀行に提出した申請書

（中略）

37) 管理会社とシティバンク・インターナショナル・リミテッド アイルランド支店の間で締結された2015年８月21日付の第九補足信託証書

（中略）

(ⅱ)受益者に対する開示

（中略）

当ファンドの受益者は、1 ノース・ウォール・キー、ダブリン 1所在の管理会社の事務所にて、ファンド営業日の営業時間帯において、無料で、以下の書類を閲覧することができます。

（後略）

＜訂正後＞

(ⅰ)アイルランド中央銀行に対する開示

下記の書類はユニット・トラスト法に基づくユニット・トラストとしての認可申請に関連してアイルランド中央銀行に提出されました。

1) 管理会社が2001年７月31日付でアイルランド中央銀行に提出した申請書

（中略）

37) 管理会社とシティバンク・インターナショナル・リミテッド アイルランド支店の間で締結された2015年８月21日付の第九補足信託証書

38) 管理会社、シティバンク・インターナショナル・リミテッド アイルランド支店及びシティ・デポジタリー・サービシズ・アイルランド・リミテッドの間で締結された2015年12月30日付の第十補足信託証書

39) 2016年１月４日付のプロスペクタス

（中略）

(ⅱ)受益者に対する開示

（中略）

当ファンドの受益者は、アイルランド、ダブリン ２、アールズフォート・テラス、アーサー・コックス・ビルディング所在の管理会社の事務所にて、ファンド営業日の営業時間帯において、無料で、以下の書類を閲覧することができます。

（後略）

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

＜訂正前＞

（前略）

（ⅱ）投資顧問会社は、ジャナス・キャピタル・ファンドの投資顧問を務めており、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・トゥエンティ・ファンド、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドのアンダーライイング・ファンドに関する投資顧問業務を、副投資顧問会社であるジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに委託しています。また、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドのアンダーライイング・ファンドに関する投資顧問業務の一部を、副投資顧問会社であるパーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーに委託しています。

管理事務代行会社はジャナス・キャピタル・ファンドの事務代行及び株主サービス代行を行い、保管受託会社は保管業務と受託業務を行います。

各アンダーライイング・ファンドは、UCITS規制４(３)に基づくオープンエンド型集合投資ファンドに、純資産総額の５％までを投資することができます。このような投資には、他のアンダーライイング・ファンドに対する投資も含まれます。但し、アンダーライイング・ファンドは、他のアンダーライイング・ファンドの受益証券を保有するアンダーライイング・ファンドに対して投資することはできません。アンダーライイング・ファンドが別のアンダーライイング・ファンドに投資する場合、アンダーライイング・ファンドは、別のアンダーライイング・ファンドに投資した資産について年次管理費用もしくは運用管理費用を計上することはできません。また、アンダーライイング・ファンドの投資方針に別段の定めがある場合を除き、金融デリバティブ商品に投資することができますが、効率的なポートフォリオ運用のためにのみかかる投資を行うことができるものとされています。

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

（ⅱ）投資顧問会社は、ジャナス・キャピタル・ファンドの投資顧問を務めており、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・トゥエンティ・ファンド、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドのアンダーライイング・ファンドに関する投資顧問業務を、副投資顧問会社であるジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに委託しています。また、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドのアンダーライイング・ファンドに関する投資顧問業務の一部を、副投資顧問会社であるパーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーに委託しています。

管理事務代行会社はジャナス・キャピタル・ファンドの事務代行及び株主サービス代行を行い、保管受託会社は保管業務と受託業務を行います。

各アンダーライイング・ファンドは、他の適格集合投資ファンドに、純資産総額の５％までを投資することができます。このような投資には、他のアンダーライイング・ファンドに対する投資も含まれます。但し、アンダーライイング・ファンドは、他のアンダーライイング・ファンドの受益証券を保有するアンダーライイング・ファンドに対して投資することはできません。あるアンダーライイング・ファンドが別のアンダーライイング・ファンドに投資する場合、アンダーライイング・ファンドは、別のアンダーライイング・ファンドに投資した資産について年次管理費用及び／又は運用管理費用を計上することはできません。また、アンダーライイング・ファンドの投資方針に別段の定めがある場合を除き、金融デリバティブ商品に投資することができますが、効率的なポートフォリオ運用のためにのみかかる投資を行うことができるものとされています。

（後略）

(5) 【投資制限】

＜訂正前＞

（ｉ)信託証書に定める投資制限

信託財産は、投資方針及び投資制限に従い、また1990年ユニット・トラスト法及びアイルランド中央銀行の規則に従い、投資されなければなりません。当ファンドのいずれのサブファンドの受益者も、信託証書の付表に従って行われる通常決議により、当該サブファンドの投資目的、投資方針、投資制限又は禁止事項を変更することができます。但し、かかる変更に関するアイルランド中央銀行の事前の承認が必要です(信託証書第６条(a))。

（中略）

1	**許容される投資**

アンダーライイング・ファンドの投資は、以下のものに制限されます。

（中略）

1.3 UCITS通知に定義される、規制投資市場以外で取引される短期金融市場証券

1.4 UCITSの受益証券

1.5 アイルランド中央銀行のガイダンス・ノート2/03に定める非UCITSの受益証券

1.6 UCITS通知に定められた金融機関における預金

1.7 UCITS通知に定められた金融派生商品

2	**投資制限**

（中略）

2.5 アイルランド中央銀行の事前の承認を得ていることを条件として、(2.3の)10%の制限は、譲渡性証券もしくは短期金融市場証券が、EU加盟国もしくはその現地当局、又はEU加盟国もしくは複数のEU加盟国が加盟している公的国際機関により発行もしくは保証されている場合には、35%まで引き上げられます。

（中略）

2.12 アンダーライイング・ファンドは、EU加盟国、その現地当局、EU非加盟国、もしくは複数のEU加盟国が加盟している公的国際機関により発行もしくは保証されている異なる譲渡性証券及び短期金融市場証券、又はアメリカ合衆国、スイス、ノルウェー、カナダ、日本、オーストラリア及びニュージーラドの政府により発行もしくは保証されている異なる譲渡性証券及び短期金融市場証券に、純資産総額の100%を投資することができます。
各発行体はプロスペクタスに記載するものとし、以下のリストから選択できます。
OECD加盟国政府(発行証券が投資適格であることを条件とします)、インド政府(発行証券が投資適格であることを条件とします)、シンガポール政府、ヨーロッパ投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州会議、ユーロフィマ(欧州鉄道車両融資会社)、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行(世界銀行)、米州開発銀行、欧州連合、連邦住宅抵当金庫(ファニー・メイ)、連邦住宅貸付抵当金融会社(フレディー・マック)、政府住宅抵当金庫(ジニー・メイ)、学生ローン・マーケティング協会(サリー・メイ)、連邦住宅金融銀行、連邦農業信用銀行、ストレート・エー・ファンディング・エルエルシー、テネシー峡谷開発公社
この場合、アンダーライイング・ファンドは、少なくとも６つの発行体の証券を所有しなければならず、１つの発行体からの証券は純資産総額の30%を超えてはなりません。

3 集合投資ファンドに対する投資

（中略）

3.3 アンダーライイング・ファンドが、アンダーライイング・ファンドの管理会社、又は共通の経営基盤、共通の支配関係もしくは直接的・間接的な所有関係によりアンダーライイング・ファンドの管理会社と関連性のある企業が、直接又は委託により管理しているその他の集合投資ファンドの受益証券に投資する場合、当該管理会社又は関連性のあるその他の企業は当該その他の集合投資ファンドの受益証券に対するアンダーライイング・ファンドの投資に関して、申込手数料、乗換手数料もしくは買戻手数料を課すことはできません。

3.4 UCITSの管理会社、運用会社又は投資顧問会社が、別の集合投資ファンドの受益証券に対する投資に関して、手数料(手数料の払戻しも含みます)を受領した場合、当該手数料はアンダーライイング・ファンドの資産に組み込まれなければなりません。

4 インデックス連動型UCITS

4.1 アンダーライイング・ファンドがUCITS通知に定める条件を満たし、アイルランド中央銀行により認知されたインデックスに連動することを投資方針としている場合には、アンダーライイング・ファンドは、同一の発行体による株式又は債券に純資産総額の20%までを投資することができます。

4.2 例外的な市況により正当化される場合には、4.1の制限は35%まで引き上げられることができ、同一の発行体に適用することができます。

5 一般条項

5.1 投資会社、もしくは管理しているすべての集合投資ファンドに関して管理会社として業務を行う者は、発行体の経営に実質的な影響を行使することを可能とする議決権付きの株式を取得してはなりません。

5.2　アンダーライイング・ファンドは、以下を超えて取得することはできません。

(ⅰ)１つの発行体の議決権のない株式の10%

(ⅱ)１つの発行体の債券の10%

(ⅲ)１つの集合投資ファンドの受益権の25%

(ⅳ)１つの発行体の短期金融市場証券の10%

注：上記(ⅱ)、(ⅲ)及び(ⅳ)の定める制限は、取得時において、債券もしくは短期金融市場証券の発行総額又は発行済証券の純残高が計算できない場合には、当該制限がないものとみなすことができます。

5.3　5.1及び5.2は、以下のものには適用されません。

(ⅰ)EU加盟国もしくは現地当局が発行もしくは保証する譲渡性証券及び短期金融市場証券

(ⅱ)EU非加盟国が発行もしくは保証する譲渡性証券及び短期金融市場証券

(ⅲ)１つ以上のEU加盟国がメンバーとなっている公的な国際機関の発行した譲渡性証券及び短期金融市場証券

(ⅳ)EU非加盟国において設立され、主に当該EU非加盟国に登録事務所を有する発行体の証券に投資する企業の資本に対して保有する持分(但し、当該EU非加盟国の法律の下では、かかる持分の保有が、当該国の発行体の証券に投資できる唯一の方法であるもの)。この適用除外は、EU非加盟国の企業の投資方針が2.3から2.11、3.1、3.2、5.1、5.2、5.4、5.5及び5.6を遵守している場合にのみ適用され、これらの制限が遵守されない場合、以下の5.5及び5.6に従います。

(ⅴ)運用会社が、ある国において、受益者の要望に応じてなされる受益証券の買戻しに関し、独占的に当該運用会社を代理して運用、助言又はマーケティング業務を行うことを唯一の業務内容としている当該運用会社の子会社の資本に対して保有する持分

5.4　アンダーライイング・ファンドは、資産の一部を構成する譲渡性証券もしくは短期金融市場証券に付随する新株引受権を行使する場合には、ここに定める投資制限に従う必要はありません。

5.5　アイルランド中央銀行は、最近承認されたアンダーライイング・ファンドに対する2.3から2.12、3.1、3.2、4.1及び4.2の適用を、承認から６ヶ月間免除することができますが、リスク分散の原則を遵守していることを条件とします。

5.6　アンダーライイング・ファンドが管理できない理由により、もしくは申込権の行使の結果として、ここに定める制限を超えた場合、アンダーライイング・ファンドは、売却を行う際、受益者の利益を考慮した上で、かかる状況の改善策を取ることを最優先目的とします。

5.7　投資会社、管理会社もしくはユニット型投資信託の代理人もしくは契約型ファンドの管理会社の代理人として業務を行う保管受託会社は、以下の証券を無担保で売買することはできません。

・譲渡性証券
・短期金融市場証券
・集合投資ファンドの受益証券
・金融派生商品

5.8　アンダーライイング・ファンドは、付随的流動資産を保有することができます。

（中略）

アンダーライイング・ファンドの投資方針に別段の定めがある場合を除き、アンダーライイング・ファンドは効率的なポートフォリオ運営(すなわち、アンダーライイング・ファンドのリスクの抑制、コストの削減、追加資本及び利益の獲得など)を目的としてのみ先物及びオプションなどの金融デリバティブ商品の取引などの投資手法及び投資商品を利用することができ、アンダーライイング・ファンドはアイルランド中央銀行が随時定める条件及び制限に服する必要があります。アンダーライイング・ファンドが投資目的のために金融デリバティブ商品に投資することを許可されている場合、アンダーライイング・ファンドはアンダーライイング・ファンドの投資方針及びアイルランド中央銀行が随時定める条件及び制限に服する必要があります。

また、上記「(1) 投資方針」において記載した通り、各アンダーライイグ・ファンドは、効率的なポートフォリオ運営を目的として、投資手法及び投資商品を利用することができます。

アンダーライイング・ファンドのグローバル・リスクはコミットメント・アプローチを使用して計算されます。投資目的でのデリバティブの利用によりレバレッジが発生する場合があります。リスク管理手続において企図される範囲において、デリバティブの利用により発生したリスクは、コミットメント・アプローチもしくはVaR方式によって計測することができます。VaR方式は、アンダーライイング・ファンドのリスクを定性的に評価し監視するため、全てのアンダーライイング・ファンドにつき用いることができます。VaRモデルは、デリバティブ投資を高い割合で又は複雑な方法で行った場合にのみ用いられます。コミットメント・アプローチにより計測した場合、アンダーライイング・ファンドのレバレッジがアンダーライイング・ファンドの純資産総額を上回らないものとします。コミットメント・アプローチは上記のデリバティブ商品の潜在的なリスクの市場価値を計測することにより、レバレッジを計算します。VaR方式により計測される場合、

レバレッジは保有される海外直接投資の想定元本の総額により計算します。相対的VaRが使用される場合、アンダーライイング・ファンドの１日当たりの相対的VaRは、これと比較可能な、デリバティブを含まないポートフォリオもしくはベンチマークの１日当たりのVaRの２倍を超えないものとします。絶対的VaRが使用される場合、投資顧問会社は10日間までの時間範囲の使用を選択することができ、この場合、アンダーライイング・ファンドの絶対的VaRはアンダーライイング・ファンドの純資産総額の14.1%を超えないものとします。VaRは、過去のデータを使用して、アンダーライイング・ファンドが被る可能性のある、１日当たりの想定最大損失額を予想する統計に基づく手法です。VaRの計算は次のパラメーターに従って行われます。(a)99%の片側信頼区間、(b)10日間の保有期間、(c)少なくとも１年（250営業日）のリスク要因の有効な観察期間（履歴）（但し、価格変動性の大幅増（例えば、極端な市場条件）により、観察期間の短縮が認められる場合にはこの限りではありません。）、(d)四半期毎のデータセットの更新、又は市場価格に重大な変更があった場合には、これよりも高い頻度でのデータ更新、及び(e)最低でも１日１回の計算。VaRは99%の信頼水準まで計算され、１日当たりのVaRの上限を超える可能性は、統計的には1%しかありません。

（後略）

＜訂正後＞

(ⅰ)信託証書に定める投資制限

信託財産は、投資方針及び投資制限に従い、また1990年ユニット・トラスト法及びアイルランド中央銀行の規則に従い、投資されなければなりません。当ファンドのいずれのサブファンドの受益者も、信託証書の付表に従って行われる通常決議により、当該サブファンドの投資目的、投資方針、投資制限又は禁止事項を変更することができます。但し、かかる変更に関するアイルランド中央銀行の事前の承認が必要です(信託証書第６条(a))。

（中略）

1	**許容される投資**

アンダーライイング・ファンドの投資は、以下のものに制限されます。

（中略）

1.3　規制投資市場以外で取引される短期金融市場証券

1.4　UCITSの受益証券

1.5　非UCITSの受益証券

1.6　金融機関における預金

1.7　金融派生商品

2	**投資制限**

（中略）

2.5　アイルランド中央銀行の事前の承認を得ていることを条件として、(2.3の)10%の制限は、譲渡性証券もしくは短期金融市場証券が、EU加盟国もしくはその現地当局、又はEU非加盟国もしくは複数のEU加盟国が加盟している公的国際機関により発行もしくは保証されている場合には、35%まで引き上げられます。

（中略）

2.12　アンダーライイング・ファンドは、EU加盟国、その現地当局、EU非加盟国、もしくは複数のEU加盟国が加盟している公的国際機関により発行もしくは保証されている異なる譲渡性証券及び短期金融市場証券、又はアメリカ合衆国、スイス、ノルウェー、カナダ、日本、オーストラリア及びニュージーラドの政府により発行もしくは保証されている異なる譲渡性証券及び短期金融市場証券に、純資産総額の100%を投資することができます。

各発行体はプロスペクタスに記載するものとし、以下のリストから選択できます。

OECD加盟国政府(発行証券が投資適格であることを条件とします)、ブラジル政府（発行証券が投資適格であることを条件とします)、インド政府(発行証券が投資適格であることを条件とします)、シンガポール政府、ヨーロッパ投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州会議、ユーロフィマ(欧州鉄道車両融資会社)、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行(世界銀行)、米州開発銀行、欧州連合、連邦住宅抵当金庫(ファニー・メイ)、連邦住宅貸付抵当金融会社(フレディー・マック)、政府住宅抵当金庫(ジニー・メイ)、学生ローン・マーケティング協会(サリー・メイ)、連邦住宅金融銀行、連邦農業信用銀行、ストレート・エー・ファンディング・エルエルシー、テネシー峡谷開発公社

この場合、アンダーライイング・ファンドは、少なくとも６つの発行体の証券を所有しなければならず、１つの発行体からの証券は純資産総額の30%を超えてはなりません。

2.13 預金

アイルランド中央銀行規則第７条に指定される金融機関以外のいかなる単一の金融機関についても付随的流動資産として預け入れる預金は以下を超えることはできません。

(a)アンダーライイング・ファンドの純資産価額の10%、又は

(b)預金を保管機関に預け入れる場合は、アンダーライイング・ファンドの純資産の20%

2.14 最近発行された譲渡可能証券

1. 次項の適用を条件に、関連責任者は、アンダーライイング・ファンドの資産の10%を超えてUCITS規制68（１）(d)が適用される種類の証券に投資することはできません。
2. 前項は「規則144A証券」として知られる米国証券に対する関連責任者による投資には適用されません。ただし以下を条件とします。

(a)当該証券が発行から１年以内にSECに登録される約束のもとに発行されていること。

(b)当該証券が非流動的な証券ではないこと（すなわちアンダーライイング・ファンドによる評価額かそれに近い価額で７日以内にアンダーライイング・ファンドにより換金が可能であること）

3 集合投資ファンドに対する投資

（中略）

3.3 アンダーライイング・ファンドが、UCITSの管理会社、又は共通の経営基盤、共通の支配関係もしくは直接的・間接的な所有関係によりUCITSの管理会社と関連性のあるその他の企業が、直接又は委託により管理しているその他の集合投資ファンドの受益証券に投資する場合、当該管理会社又は関連性のあるその他の企業は当該その他の集合投資ファンドの受益証券に対するアンダーライイング・ファンドの投資に関して、申込手数料、乗換手数料もしくは買戻手数料を課すことはできません。

3.4 他の投資ファンドへの投資により、関連責任者、運用会社又は投資顧問会社が、アンダーライイング・ファンドを代理して手数料(手数料の払戻しも含みます)を受領した場合、関連責任者は当該手数料がアンダーライイング・ファンドの資産に確実に組み込まれるようにしなければなりません。

4 インデックス連動型UCITS

4.1 アンダーライイング・ファンドがアイルランド中央銀行が定める条件を満たし、アイルランド中央銀行により認知されたインデックスに連動することを投資方針としている場合には、アンダーライイング・ファンドは、同一の発行体による株式又は債券に純資産総額の20%までを投資することができます。

4.2 例外的な市況により正当化される場合には、4.1の制限は35%まで引き上げられることができ、同一の発行体に適用することができます。

5 一般条項

5.1 投資会社、ICAVもしくは管理しているすべての集合投資ファンドに関して管理会社として業務を行う者は、発行体の経営に実質的な影響を行使することを可能とする議決権付きの株式を取得してはなりません。

5.2 アンダーライイング・ファンドは、以下を超えて取得することはできません。

(ⅰ)１つの発行体の議決権のない株式の10%

(ⅱ)１つの発行体の債券の10%

(ⅲ)１つの集合投資ファンドの受益権の25%

(ⅳ)１つの発行体の短期金融市場証券の10%

注：上記(ⅱ)、(ⅲ)及び(ⅳ)の定める制限は、取得時において、債券もしくは短期金融市場証券の発行総額又は発行済証券の純残高が計算できない場合には、当該制限がないものとみなすことができます。

5.3　5.1及び5.2は、以下のものには適用されません。

(ⅰ)EU加盟国もしくは現地当局が発行もしくは保証する譲渡性証券及び短期金融市場証券

(ⅱ)EU非加盟国が発行もしくは保証する譲渡性証券及び短期金融市場証券

(ⅲ)１つ以上のEU加盟国がメンバーとなっている公的な国際機関の発行した譲渡性証券及び短期金融市場証券

(ⅳ)EU非加盟国において設立され、主に当該EU非加盟国に登録事務所を有する発行体の証券に投資する企業の資本に対して保有する持分(但し、当該EU非加盟国の法律の下では、かかる持分の保有が、当該国の発行体の証券に投資できる唯一の方法であるもの)。この適用除外は、EU非加盟国の企業の投資方針が2.3から2.11、3.1、3.2、5.1、5.2、5.4、5.5及び5.6を遵守している場合にのみ適用され、これらの制限が遵守されない場合、以下の5.5及び5.6に従います。

(ⅴ)投資会社又はICAVが、ある国において、受益者の要望に応じてなされる受益証券の買戻しに関し、独占的に当該投資会社を代理して運用、助言又はマーケティング業務を行うことを唯一の業務内容としている当該投資会社の子会社の資本に対して保有する持分

5.4　アンダーライイング・ファンドは、資産の一部を構成する譲渡性証券もしくは短期金融市場証券に付随する新株引受権を行使する場合には、ここに定める投資制限に従う必要はありません。

5.5　アイルランド中央銀行は、最近承認されたUCITSに対する2.3から2.12、3.1、3.2、4.1及び4.2の適用を、承認から６ヶ月間免除することができますが、リスク分散の原則を遵守していることを条件とします。

5.6　アンダーライイング・ファンドが管理できない理由により、もしくは申込権の行使の結果として、ここに定める制限を超えた場合、アンダーライイング・ファンドは、売却を行う際、受益者の利益を考慮した上で、かかる状況の改善策を取ることを最優先目的とします。

5.7　投資会社、ICAV、管理会社もしくはユニット型投資信託の代理人もしくは契約型ファンドの管理会社の代理人として業務を行う保管受託会社は、以下の証券を無担保で売買することはできません。

・譲渡性証券

・短期金融市場証券

・投資ファンドの受益証券

・金融派生商品

5.8　アンダーライイング・ファンドは、付随的流動資産を保有することができます。

（中略）

投資手法並びに金融商品及び金融デリバティブ商品の利用

アンダーライイング・ファンドの投資方針に別段の定めがある場合を除き、アンダーライイング・ファンドは効率的なポートフォリオ運営(すなわち、アンダーライイング・ファンドのリスクの抑制、コストの削

減、追加資本及び利益の獲得など)を目的としてのみ先物及びオプションなどの金融デリバティブ商品の取引などの投資手法及び投資商品を利用することができ、アンダーライイング・ファンドはアイルランド中央銀行が随時定める条件及び制限に服する必要があります。アンダーライイング・ファンドが投資目的のために金融デリバティブ商品に投資することを許可されている場合、アンダーライイング・ファンドはアンダーライイング・ファンドの投資方針及びアイルランド中央銀行が随時定める条件及び制限に服する必要があります。

また、上記「(1) 投資方針」において記載した通り、各アンダーライイグ・ファンドは、効率的なポートフォリオ運営を目的として、投資手法及び投資商品を利用することができます。

グローバル・リスク

アンダーライイング・ファンドのグローバル・リスクはコミットメント・アプローチを使用して計算されます。リスク管理手続において企図される範囲において、デリバティブの利用により発生したリスクは、コミットメント・アプローチもしくはVaR方式によって計測することができます。VaR方式は、アンダーライイング・ファンドのリスクを定性的に評価し監視するため、全てのアンダーライイング・ファンドにつき用いることができます。VaRモデルは、デリバティブ投資を高い割合で又は複雑な方法で行った場合にのみ用いられます。コミットメント・アプローチにより計測した場合、アンダーライイング・ファンドのレバレッジがアンダーライイング・ファンドの純資産総額を上回らないものとします。コミットメント・アプローチは上記のデリバティブ商品の潜在的なリスクの市場価値を計測することにより、レバレッジを計算します。VaR方式により計測される場合、

レバレッジ

投資目的でのデリバティブの利用によりレバレッジが発生する場合があります。

レバレッジは保有される海外直接投資の想定元本の総額により計算します。相対的VaRが使用される場合、アンダーライイング・ファンドの１日当たりの相対的VaRは、これと比較可能な、デリバティブを含まないポートフォリオもしくはベンチマークの１日当たりのVaRの２倍を超えないものとします。絶対的VaRが使用される場合、投資顧問会社は10日間までの時間範囲の使用を選択することができ、この場合、アンダーライイング・ファンドの絶対的VaRはアンダーライイング・ファンドの純資産総額の14.1%を超えないものとします。VaRは、過去のデータを使用して、アンダーライイング・ファンドが被る可能性のある、１日当たりの想定最大損失額を予想する統計に基づく手法です。VaRの計算は次のパラメーターに従って行われます。(a)99%の片側信頼区間、(b)10日間の保有期間、(c)少なくとも１年（250営業日）のリスク要因の有効な観察期間（履歴）（但し、価格変動性の大幅増（例えば、極端な市場条件）により、観察期間の短縮が認められる場合にはこの限りではありません。）、(d)四半期毎のデータセットの更新、又は市場価格に重大な変更があった場合には、これよりも高い頻度でのデータ更新、及び(e)最低でも１日１回の計算。VaRは99%の信頼水準まで計算され、１日当たりのVaRの上限を超える可能性は、統計的には1%しかありません。

（後略）

３ 【投資リスク】

(1) リスク

＜訂正前＞

（前略）

(ⅰ)当ファンドに関するリスク

① 証券に投資することのリスク

当ファンド又はアンダーライイング・ファンドが投資目的を達成するという保証はありません。異なる国の企業及び政府により発行された異なる通貨建ての証券への投資には一定のリスクがあり、受益証券の価格の下落という結果につながる場合があります。受益証券の価格は、アンダーライイング・ファンドが投資する証券の資本価値の変動の結果としてのアンダーライイング・ファンドの価値に従って上昇又は下落します。アンダーライイング・ファンドの投資収益は、所有する証券からの収益から、発生した費用を控除した額に基づいています。したがって、アンダーライイング・ファンドの投資収益はかかる費用もしくは収益の変動により上昇又は下落することが予想されます。

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

(ⅰ)当ファンドに関するリスク

① 証券に投資することのリスク

当ファンド又はアンダーライイング・ファンドが投資目的を達成するという保証はありません。異なる国の企業及び政府により発行された異なる通貨建ての証券への投資には一定のリスクがあり、受益証券の価格の下落という結果につながる場合があります。受益証券の価格は、アンダーライイング・ファンドが投資する証券の資本価値の変動の結果としてのアンダーライイング・ファンドの価値に従って上昇又は下落します。アンダーライイング・ファンドの投資収益は、所有する証券からの収益から、発生した費用を控除した額に基づいています。したがって、アンダーライイング・ファンドの投資収益はかかる費用もしくは収益の変動により上昇又は下落することが予想されます。

ジャナス・グローバル・リアル・エステート・ファンドのアンダーライイング・ファンドは、その投資方針により、パフォーマンスの変動性が特に激しくなる場合があります。

（後略）

４ 【手数料等及び税金】

(5) 【課税上の取扱い】

(ⅱ)アイルランドの課税上の取扱い

＜訂正前＞

（前略）

受益証券の処分及びアイルランドの資本取得税

(a) アイルランドに居住もしくは通常居住している者

アイルランドに居住もしくは通常居住している者からの贈与もしくは相続として、又はアイルランドに居住もしくは通常居住している受益者への贈与もしくは相続として行われた受益証券の処分については、当該贈与又は相続の受益者に対して、当該受益証券についてアイルランドの資本取得税が課される場合があります。

(b) アイルランドに居住もしくは通常居住していない者

当ファンドがTCA第739条Bに基づく投資事業に該当するという前提で、受益証券の処分はアイルランドの資本取得税の対象とはなりませんが、以下を条件とします。

- **受益証券が贈与又日は相続日及び評価日現在、贈与又は相続の一部に含まれていること。**
- **処分の日現在、贈与者がアイルランドに居住もしくは通常居住していないこと。**
- **贈与日又は相続日現在、受益者がアイルランドに居住もしくは通常居住していないこと。**

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドは、収益の均等化を行うため、配当額は均等化の額を含む場合があります。購入時の受益証券の純資産価格には、相当する収益が反映されることとなります。受益証券の買戻し等の処分がなされた場合、これらの収益についても、税制上資本の払出しとみなされ、受益証券の取得時原価から控除されるべき証券の譲渡益として計算されます。詳細については、投資家各自の税務コンサルタントに相談してください。

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

受益証券の処分及びアイルランドの資本取得税

(a) アイルランドに居住もしくは通常居住している者

アイルランドに居住もしくは通常居住している者からの贈与もしくは相続として、又はアイルランドに居住もしくは通常居住している受益者への贈与もしくは相続として行われた受益証券の処分については、当該贈与又は相続の受益者に対して、当該受益証券についてアイルランドの資本取得税が課される場合があります。

(b) アイルランドに居住もしくは通常居住していない者

当ファンドがTCA第739条Bに基づく投資事業に該当するという前提で、受益証券の処分はアイルランドの資本取得税の対象とはなりませんが、以下を条件とします。

- **受益証券が贈与又日は相続日及び評価日現在、贈与又は相続の一部に含まれていること。**
- **処分の日現在、贈与者がアイルランドに居住もしくは通常居住していないこと。**

・　贈与日又は相続日現在、受益者がアイルランドに居住もしくは通常居住していないこと。

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドは、収益の均等化を行うため、配当額は均等化の額を含む場合があります。購入時の受益証券の純資産価格には、相当する収益が反映されることとなります。受益証券の買戻し等の処分がなされた場合、これらの収益についても、税制上資本の払出しとみなされ、受益証券の取得時原価から控除されるべき証券の譲渡益として計算されます。詳細については、投資家各自の税務コンサルタントに相談してください。

OECD共通報告基準

アイルランドは、アイルランド法において、共通報告基準（「CRS」）としても知られる「金融口座の自動的情報交換のための基準」を施行しました。

CRSは、2014年７月に経済協力開発機構（「OECD」）理事会により承認された自動情報交換（「AEOI」）に関する新たな単一グローバル基準です。同基準は、OECD及びEUによるこれまでの成果であるグローバル・マネーロンダリング防止基準及び特にFATCA政府間モデル協定を参考にしています。CRSは、交換対象の金融情報の詳細、報告を求められる金融機関、並びに金融機関が従うべき共通デュー・デリジェンス基準を定めています。

CRSに参加する法域においては、非居住者の顧客について金融機関が保有する一定の情報を交換することが要求されます。90を超える法域がCRSの下での情報交換にコミットしており、アイルランドを含む40を超える国々がCRSの早期適用にコミットしています。当該早期適用については、2016年１月１日以後の開設口座及び2015年12月31日時点の大口個人口座に関して2017年12月末までに、そして2015年12月31日時点の小口個人口座及び企業口座全般に関して2017年９月末又は2018年９月末までに（金融機関が報告対象口座を識別できる時期による）、第一回情報交換が行われる見込みです。

受益者は、CRSの目的上、口座保有者とみなされるそれぞれの者の氏名、住所、税務上の居住地の法域、生年月日、口座番号、納税者番号及び各受益者の投資に関する情報（受益証券に係る支払価額を含むがこれに限定されません。）を当ファンドが歳入庁に開示することを要求され、当該歳入庁がかかる情報を参加地域の租税当局と交換する可能性があることに留意する必要があります。かかる義務を遵守するために、管理会社は受益者から追加的な情報を必要とする場合があります。

当ファンドの受益証券の申込書に署名することにより各受益者は管理会社又はその代理人から要請があり次第かかる情報を提供することに同意したことになります。かかる情報を提供しない結果、管理会社が受益証券の強制償還又はその他適切な措置をとる場合もあります。管理会社に必要な情報の提供を拒む受益者は、歳入庁に報告されることもあります。

上記の記述の一部は、草案段階の規制、OECDのガイダンス及びCRSに基づいいており、これらはすべて変更され、場合によっては大幅に異なる内容で採択される可能性もあります。投資を見込む投資家は、これらの取決めの下で適用される規制についてそれぞれの税務コンサルタントに相談して下さい。

（後略）

第２ 【管理及び運営】

１ 【申込（販売）手続等】

(1) 海外における申込(販売)手続等

＜訂正前＞

（前略）

個人情報

申込みに際して提供された個人情報は、管理事務代行会社のデータベースに保管されます。受益証券の申込みに際し、申込人(販売会社)は、情報保護法(1988-2003)に基づき、申込人にかかる情報を管理会社及び管理会社によって指名されたサービス・プロバイダー(ファンドの事務管理の必要から、EU外に所在する場合も含む。)に対して提供することに同意しなくてはなりません。

クラスの適切性

投資家は当該投資家のニーズに合致したクラスの受益証券を選択すべきです。受益証券クラスの選択する上で、投資家は以下の事項を検討すべきです。

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

個人情報

申込みに際して提供された個人情報は、管理事務代行会社のデータベースに保管されます。受益証券の申込みに際し、申込人(販売会社)は、情報保護法(1988-2003)に基づき、申込人にかかる情報を管理会社及び管理会社によって指名されたサービス・プロバイダー(ファンドの事務管理の必要から、EU外に所在する場合も含む。)に対して提供することに同意しなくてはなりません。

共通報告基準

共通報告基準（「CRS」）は、2014年７月に経済協力開発機構（「OECD」）理事会により承認された自動情報交換（「AEOI」）に関する新たな単一グローバル基準です。CRSは、交換対象の金融情報の詳細、報告を求められる金融機関、並びに金融機関が従うべき共通デュー・デリジェンス基準を定めています。CRSに参加する法域においては、非居住者の顧客について金融機関が保有する一定の情報を交換することが要求されます。受益者は、CRSの目的上、口座保有者とみなされるそれぞれの者の氏名、住所、税務上の居住地の法域、生年月日、口座番号、納税者番号及び各受益者の投資に関する情報（受益証券に係る支払価額を含むがこれに限定されません。）を当ファンドが歳入庁に開示することを要求され、当該歳入庁がかかる情報を参加地域の租税当局と交換する可能性があることに留意する必要があります。かかる義務を遵守するために、管理会社は受益者から追加的な情報を必要とする場合があります。かかる要件についての追加的情報については、上記「４　手数料等及び税金　(5)　課税上の取扱い」の項の「OECD共通報告基準OECD共通報告制度」についての開示をご参照下さい。さらに詳細については、下記「(6) 過度又は短期の取引」をご参照下さい。

クラスの適切性

投資家は当該投資家のニーズに合致したクラスの受益証券を選択すべきです。受益証券クラスの選択する上で、投資家は以下の事項を検討すべきです。

（後略）

第三部 【特別情報】

第２ 【その他の関係法人の概況】

１ 【名称、資本の額及び事業の内容】

＜訂正前＞

１． シティバンク・インターナショナル・リミテッド アイルランド支店（保管受託会社）（Citibank International plc, Ireland Branch）

(1) 資本の額

1,500,000,000ポンド（シティバンク・インターナショナル・リミテッドの発行済株式資本）（2014年12月31日現在）（約2,671億500万円）

(2) 事業の内容

保管受託会社は、イングランド及びウェールズの法律の下で設立され、プルーデンス規制機構（英国、ロンドンEC2R 6DA、ムーアゲート20所在）及び金融行動監視機構（英国、ロンドンE14 5HS、カナリー・ワーフ、ノース・コロネード25所在）により規制されている株式会社であるシティバンク・インターナショナル・リミテッド（以下「CIL」といいます。）のアイルランド支店です。保管受託会社はアイルランド中央銀行によっても規制されています。その詳細はwww.bankofengland.co.uk、www.fca.org.uk及びwww.centralbank.ieのサイトで確認できます。CILは当時の英国金融サービス機構（現在は上記のプルーデンス規制機構及び金融行動監視機構に置き換わっています。）より無制限のBCD銀行業の認可を取得しています。本店はロンドンE14 5LB、カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センターにあり、アイルランド、ダブリン 1、ノース・ウォール・キー 1にあるアイルランドのオフィスで銀行業を行っています。保管受託会社の主な業務は集合投資スキームの資産の保管・管理です。

（後略）

＜訂正後＞

１． シティ・デポジタリー・サービシズ・アイルランド・リミテッド（保管受託会社）（Citi Depositary Services Ireland Limited）

(1) 資本の額

4,500,000ドル（2015年12月31日現在）（約５億3,172万円）

（注）円換算は、株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した2016年１月15日の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝118.16円）によります。

(2) 事業の内容

保管受託会社は、1992年９月18日にアイルランドにおいて設立された有限責任会社です。保管受託会社は、アイルランド中央銀行により認可され、その規制を受けます。保管受託会社の主な業務は、集合投資スキーム及びその他当ファンドのようなポートフォリオの保管・管理です。

（後略）

２ 【関係業務の概要】

２． 投資顧問会社（及び総販売会社）

＜訂正前＞

（前略）

(2) 管理会社は、ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドに支払う報酬を徴収します。ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドはジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーが間接的に所有する100%子会社です。ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、当ファンド及びその他アイルランドにおいて登録されたUCITSに対してサービスを提供するほか、米国以外の発行会社に対するリサーチ及び提案をジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに提供しています。2014年12月31日現在、ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシー及びその子会社は、合計で約1,831億米ドルの管理資産を有しています。

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

(2) 管理会社は、ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドに支払う報酬を徴収します。ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドはジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーが間接的に所有する100%子会社です。ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、当ファンド及びその他アイルランドにおいて登録されたUCITSに対してサービスを提供するほか、米国以外の発行会社に対するリサーチ及び提案をジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに提供しています。2015年３月31日現在、ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシー及びその子会社は、合計で約1,897.1億米ドルの管理資産を有しています。

（後略）

【別紙２】

証券格付け

＜訂正前＞

下記は主要な信用格付機関二社による信用格付けに関する説明です。信用格付けは元本と利払いの安全性のみを評価するものであり、質の低い証券の市場評価リスクを評価するものではありません。格付機関は後発事象を反映して適宜格付けを変更することを怠る場合があります。副投資顧問会社は投資判断をする場合、証券の格付けを考慮しますが、独自の投資分析も行い、格付機関が割り当てた格付けのみに依拠することはありません。

（中略）

ポートフォリオ・マネジャーが投資適格有価証券に相当すると判断しない限り、格付けのない証券は投資適格未満の証券として扱います。複数の格付機関から異なる格付けを有する有価証券は、低い方の格付けを有する有価証券とみなします。

＜訂正後＞

下記は主要な信用格付機関三社による信用格付けに関する説明です。信用格付けは元本と利払いの安全性のみを評価するものであり、質の低い証券の市場評価リスクを評価するものではありません。格付機関は後発事象を反映して適宜格付けを変更することを怠る場合があります。副投資顧問会社は投資判断をする場合、証券の格付けを考慮しますが、独自の投資分析も行い、格付機関が割り当てた格付けのみに依拠することはありません。

（中略）

関連する副投資顧問会社が投資適格有価証券に相当すると判断しない限り、格付けのない証券は投資適格未満の証券として扱います。複数の格付機関から異なる格付けを有する有価証券（「スプリット・レート証券」）に付与する評価を算定するに際しては、（ｉ）格付機関三社が当該有価証券に格付けを付与している場合には三社中の中位の格付け、そして（ii）当該有価証券に格付機関二社のみが格付けを付与している場合には低い方の格付けとなります。

【別紙３】

定義

＜訂正前＞

「AIF」	AIFM指令に定められる意味における、オルタナティブ投資ファンドをいいます。
	（中略）
「アンダーライイング・ファンド」	ジャナス・キャピタル・ファンドの対応する各サブファンドであるジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、パーキンス・USストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・USトゥエンティ・ファンド及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドをいいます。
「UCITS規制」	2011年ヨーロッパ共同体規則（譲渡性証券を投資対象とする投資信託に関する規則）をいいます。
	（中略）
「保管受託会社」	シティバンク・インターナショナル・リミテッド アイルランド支店をいいます。 なお、管理会社は、当ファンドの保管受託会社のシティバンク・インターナショナル・リミテッド アイルランド支店からシティ・デポジタリー・サービシズ・アイルランド・リミテッドへの変更について、アイルランド中央銀行の承認を申請する予定です。アイルランド中央銀行の承認は、2015年11月初旬以降遅くとも2015年12月31日頃までに取得される予定です。
	（中略）
「規制市場」	アンダーライイング・ファンドの投資対象となる証券が取引されている株式市場もしくは規制市場をいいます。
「REIT」	不動産投資信託をいいます。
	（後略）

＜訂正後＞

「AIF」	AIFM指令に定められる意味における、オルタナティブ投資ファンドをいいます。
	（中略）
「アンダーライイング・ファンド」	ジャナス・キャピタル・ファンドの対応する各サブファンドであるジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、パーキンス・USストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・USトゥエンティ・ファンド及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドをいいます。
「UCITS指令」	譲渡性証券を投資対象とする投資信託（UCITS）の引受けに関連する法律、規制及び管理規定の整合に関する2009年７月13日付欧州議会及び理事会の指令（2009/65/EC）及び随時行われる修正、補足又は差替え後のものをいいます。
「UCITS規制」	2011年ヨーロッパ共同体規則（譲渡性証券を投資対象とする投資信託に関する規則）をいいます。
	（中略）
「保管受託会社」	シティ・デポジタリー・サービシズ・アイルランド・リミテッド又は管理会社がアイルランド中央銀行の要件に従って当ファンドの保管受託会社として随時任命するその他の者をいいます。
	（中略）
「規制市場」	アンダーライイング・ファンドの投資対象となる証券が取引されている株式市場もしくは規制市場をいいます。

「適格集合投資ファンド」　　**EU加盟国において設立され、UCITS指令に基づき承認されたファンド及び／又は以下のオープンエンド型集合投資ファンドをいいます。**

a．　ガーンジー島において設立され、「クラスAスキーム」として認可されたもの

b．　ジャージー島において設立された「認可ファンド」

c．　マン島において設立された「認可スキーム」

d．　アイルランド中央銀行が認可した個人投資家向けAIFで、UCITS規制及びアイルランド中央銀行規則のすべての重要な規定を遵守しているもの

e．　EEA加盟国、米国、ジャージー島、ガーンジー島又はマン島において認可されたAIFで、UCITS規制及びアイルランド中央銀行規則のすべての重要な規定を遵守しているもの

d．　アイルランド中央銀行が認めたその他のファンド

「REIT」　　**不動産投資信託をいいます。**

（後略）